二二三七番　十号
二二二五番　十一号
二二二六番　十二号
二二二九番　十三号
二二八七番　十四号
二二六七番　十五号
二二三〇番　十六号
二二〇七番　十七号
字水口谷
二二三七番　十号
二二二五番　十一号
二二二六番　十二号
二二二九番　十三号
二二八七番　十四号
二二六七番　十五号
二二三〇番　十六号
二二〇七番　十七号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
富山県魚津市大谷村
字三枚田　三五五番　一号
二三〇番　八号
字河原　七七番一　四号
六七番　五号
一〇五番一及び一〇五番三　六号
富山県魚津市石垣新村
字花水谷　七番一〇　二号
富山県魚津市石垣村
字阿原　三七三番　三号
富山県魚津市本江村
字東谷　二五番　七号

○国土交通省告示第百三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中台沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
秋田県能代市二ツ井町仁鮒
字中台　一四〇番一四　一号及び三十一号
五九番一　二号及び三号
五九番七　四号及び五号
一四〇番一九　六号
四二番一　七号及び九号から十四号まで
四二番七　八号
四二番二　十五号から二十九号まで
一四〇番一三　三十号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
梶の沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
秋田県由利本荘市川西
字米山　一六番二地先道路敷　一号
一六番一地先水路敷　二号
一六番一　三号
三二番　四号から七号まで
三七番地先堤防敷　八号
三八番　九号から十四号まで
四三番一　十五号から十七号まで
四四番一　十八号から二十号まで
二四番一　二十一号
二四番地先道路敷　二十二号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
君ヶ野沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
秋田県由利本荘市岩城君ヶ野
字竹屋　一七四番　一号及び二号
一七九番一　三号から十四号まで
一七九番三　十五号
一七八番　十六号及び十七号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ケタカ沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
秋田県由利本荘市大内三川
字ケタカ沢　一一番一地先道路敷　一号
九番　二号
六三番　三号から七号まで
一番　八号
六〇番一　九号から十一号まで
五九番七　十二号
五九番五　十三号及び十四号
五九番四　十五号
五九番三　十六号から二十一号まで
六番地先道路敷　二十二号
八番地先水路敷　二十三号
一〇番二　二十四号
一〇番　二十五号

○国土交通省告示第百三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
芦沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山梨県山梨市牧丘町西保中
字浜井場　一五一九番　一号
一五一一番　二号
字中ノ入　三三四二番四　三号
字市地　三三三九番一九　四号
三三一三番　五号
三三三九番七　六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
不動沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山梨県山梨市三富徳和
字小屋沢　一四五三番　一号及び二号
一四五〇番二　三号
一四五〇番一　四号、五号及び三十七号
一四四三番　六号、三十五号及び三十六号
一四四二番　七号及び三十四号
一四四一番　八号及び三十三号
一四三四番　九号
一四三三番　十号及び十一号
一四四〇番　三十二号
一四四八番一　三十八号
一四四四番二　十二号及び十三号
五四四三番　十四号
五四四六番　十五号
五五〇番　十六号
五五四番　十七号
五五二番　十八号
五五三番　十九号
五三五番　二十号
五六八番　二十一号、二十二号及び二十七号
五二九番　二十三号から二十五号まで
五七七番　二十六号
五六二番　二十八号
五五五番二　二十九号
五四九番　三十号
五四五番三　三十一号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小田野沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山梨県山梨市牧丘町西保下
字西杉山　三二八〇番一　一号
三二七九番一　二号
三二五六番　三号
字浦山　六一三一番　四号
六一二七番　五号
六一二六番　六号
六一二五番　七号
字東杉山　三二三五番一地先道路敷　八号

○海上保安庁告示第四十三号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年二月十四日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　鷺浦灯台
位置
所在地　島根県出雲市（出雲日御碕灯台の東北東方約四・七キロメートル）
北緯　三五―二六―四九
東経　一三二―四〇―四一